

# IFRS news

## 保険契約—IASBの最近の決定の要約

October 2015

保険契約の新基準に関するIASBの最近の暫定的決定を要約しています。

国際会計基準審議会 (IASB) は、有配当契約に関する審議を継続しました。

### 市場変数の変動から生じる変動を包括利益計算書上で分解すること

#### 市場変数の変動から生じる変動の表示

企業は、すべての保険契約について、市場変数の変動から生じているキャッシュ・フローの金額の見積りの変更を、割引率の変更と整合的に包括利益計算書の同じ場所に表示しなければなりません。

#### 新しい基準は、原価測定基礎を用いることに関して目的を明示し、詳細な仕組みは明示しない

公表予定の基準では、市場変数の変動から生じた保険契約の変動を、純損益とその他の包括利益の間で分解することの目的は、原価測定基礎を用いて純損益に保険投資費用を表示することである旨を明示しています。基準では、詳細な仕組みを規定せず、原価法により契約期間にわたり規則的に利回りを配分すべきことのみを要求しています。また企業は、会計方針の選択として純損益を通じて公正価値 (FVPL) で測定するアプローチを選択することも可能です。

#### 経済的ミスマッチが存在しない契約についての目的の修正

IASBは、直接連動有配当の要件を満たす契約について、企業が基礎となる項目の保有を要求されるか、選択によって保有している場合、「当期簿価利回りアプローチ」を認めることを決定しました。このアプローチは原価法からの「修正後の目的」と表現されています。また企業は、会計方針の選択としてFVPLアプローチを選択することも可能です。

#### アプローチの変更

IASBは、企業が実効利回りアプローチと当期簿価利回りアプローチとの間での変更が要求される場合の、経過措置としての要求事項を暫定的に決定しました。

#### 経過措置としての要求事項

経過措置として遡及適用が実務上不可能な場合について、IASBは、保険投資費用を算定するためのアプローチを単純化するためのいくつかの措置を暫定的に決定しました。

#### ヘッジ活動と合わせた変動手数料アプローチの使用から生じる会計上のミスマッチの回避

企業が保険契約の測定に変動手数料アプローチを使用し、かつ、保険契約に組み込まれた保証から生じる金融市場リスクを軽減するためにFVPLで測定されるデリバティブを使用する場合には、保険契約に組み込まれた保証の価値 (履行キャッシュ・フローを用いて算定) の変動を純損益に認識することが認められます。さらにIASBは、このアプローチの適用条件および文書化の要求事項を暫定的に決定しました。

## 次のステップ

IASBは、2015年中に保険契約に関する審議を完了し、2016年または2017年における最終基準公表を目標として、2016年に基準の草案を作成する見込みです。

© 2015 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.